

## 平成26年第四回八丈町議会定例会会議録

### 議事日程（第3号）

平成26年12月9日（火曜日）午前9時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 散会時刻の決定
- 第 3 認定第 5号 平成25年度八丈町用品会計決算認定について
- 第 4 認定第 6号 平成25年度八丈町介護保険特別会計決算認定について
- 第 5 認定第 7号 平成25年度八丈町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 第 6 認定第 8号 平成25年度八丈町国民健康保険特別会計決算認定について
- 第 7 認定第 9号 平成25年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計決算認定について  
(平成25年度八丈町一般・特別会計歳入歳出決算審査意見書、八丈町財政健全化審査意見書、八丈町浄化槽設置管理事業特別会計経営健全化審査意見書、決算書、各課決算審査資料)
- 第 8 報告第 5号 平成25年度八丈町一般会計継続費精算報告について
- 第 9 承認第18号 議員の派遣について（フリージアまつり表敬訪問）
- 第10 議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

---

### 出席議員（14名）

1番	沖山恵子君	2番	浅沼憲春君
3番	小川一君	4番	山下巧君
5番	山本忠志君	6番	山下崇君
7番	菊池睦男君	8番	岩崎由美君
9番	奥山幸子君	10番	奥山博文君
11番	山口英治君	12番	小澤一美君
13番	水野佳子君	14番	土屋博君

### 欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山下 奉也 君	副町長	持丸 孝松 君
公営企業 管理者	關村 三男 君	教育長	佐藤 誠 君
消防長	瀬筒 穰 君	総務課長	山越 整 君
企画財政 課長	佐々木 眞理 君	課長補佐 (企画 財政課)	菊池 正勝 君
税務課長	奥山 勉 君	主幹 (税務課)	川上 明和 君
住民課長	佐藤 真一 君	福祉健康 課長	笹本 重喜 君
課長補佐 (福祉 健康課)	高野 秀男 君	建設課長	八洲 進 君
主幹 (建設課)	菊池 良 君	産業観光 課長	奥山 拓 君
主幹 (産業 観光課)	笹本 博仁 君	企業課長	沖山 昇 君
病院長 事務長	和田 一宏 君	教育課長	福田 高峰 君
会計課長	浅沼 清 君	代表 監査委員	浅沼 孝彦 君
住民課 医療年金 係長	菊池 拓 君		

事務局職員出席者

事務局長	浅沼 房徳 君	書記	高橋 太志 君
書記	関村 優子 君	書記	小栗 光太郎 君

---

◎開議の宣告

○議長（土屋 博君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。よって、平成26年第四回八丈町議会定例会3日目は成立いたしました。

これより開会いたします。

議案説明のため町長、副町長、企業管理者、教育長、監査委員、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

（午前 9時00分）

---

○議長（土屋 博君） これより会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（土屋 博君） 日程第1、会議録署名議員に、7番、8番議員を指名いたします。

---

◎散会時刻の決定

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第2、散会時刻の決定についてでございますが、会議終了次第散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり決定いたしました。

---

◎認定第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第3、認定第5号 平成25年度八丈町用品会計決算認定についてを上程いたします。

説明、企画財政課課長補佐。

○企画財政課課長補佐（菊池正勝君） おはようございます。

書類番号10と平成25年度八丈町特別会計決算書をお願いいたします。

まず、書類番号10の2枚目をお願いいたします。

認定第5号 平成25年度八丈町用品会計決算認定について。

平成26年12月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度八丈町用品会計決算を監査委員の意見をつけて認定に付します。

続きまして、平成25年度八丈町特別会計決算書をお願いいたします。

2ページをお願いします。

平成25年度八丈町用品会計歳入歳出決算。

歳入決算高208万1,686円、歳出決算高208万1,686円となりまして、歳入歳出差引残額はありません。

平成24年度との比較では、歳入歳出とも6.4%の増となっております。

5ページ、6ページをお願いします。

本会計では、庁内で使用する用紙、封筒、伝票などを一括購入するものであります。

まず、歳入のほうなんですけれども、各課に売り渡した収入のみとなっております。決算は収入のみとなっております。

歳出につきましては、用紙を購入した代金、売り渡しの際に生じた差額の一般会計への繰出金となっております。

なお、現在この特別会計、廃止できないかということで検討を始めておりますので、ちょっとまだ時間はかかるかもしれませんが、この会計を廃止したいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

以上で説明を終わります。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

審議の場合、この会計は全て今後歳入歳出一緒でやりますので、よろしくをお願いします。

11番。

○11番（山口英治君） 廃止ということは昔からの課題で、廃止しろ、廃止しろと博文議員がいつも言っていたんだけど、なしというから……。この廃止にする手続はどういうふうな形で、いつごろどういうふうにするのかね。これはどういうふうな方向になるの。ただ廃止で、中身を教えてください。

○議長（土屋 博君） 企画財政課課長補佐。

○企画財政課課長補佐（菊池正勝君） まず、用紙とかの一括購入というのは効率的でありますので、これは続けたいということです。ただ、特別会計にする意味はないということでは

ろいろ調べているところで、基金を設置して、その基金の中でやりくりしているところがある。東京都もそうなんですけれども、そういう方向にしたいかなということで検討を始めているところなんですけれども、来年から廃止できるかどうかはちょっと今微妙なところで、申しわけありません。今のところは、基金を設置してやるのが一番制度的に、仕組み的に混乱もない移行方法なのかなというふうに考えております。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第3、認定第5号 平成25年度八丈町用品会計決算認定については、原案どおり認定いたしました。

---

◎認定第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(土屋 博君) 続いて、日程第4、認定第6号 平成25年度八丈町介護保険特別会計決算認定についてを上程いたします。

説明、福祉健康課課長補佐。

○福祉健康課課長補佐(高野秀男君) おはようございます。

書類番号10の3枚目をお願いします。

認定第6号 平成25年度八丈町介護保険特別会計決算認定について。

平成26年12月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度八丈町介護保険特別会計決算を監査委員の意見をつけて認定に付します。

同じく特別会計決算書の14ページをお願いいたします。

平成25年度八丈町介護保険特別会計歳入歳出決算。

決算額のみを申し上げます。

歳入 9 億2,822万7,450円、歳出 9 億787万863円、歳入歳出差引残額2,035万6,587円を翌年度へ繰り越します。

次のページをお願いいたします。

介護保険特別会計の歳入でございます。

収入済額のみ申し上げます。

1、保険料 1 億4,101万1,700円、保険料につきましては前年度より652万円ほど伸びてございます。要因としましては、平成25年度は24年度に比べまして徴収率が上がったのが要因かと思えます。

2、分担金及び負担金 2 万8,980円、こちらにつきましては、青ヶ島の方につきましては、八丈町が委託を受けて介護認定のほうをしてございますので、その委託料の収入になります。

4、国庫支出金 2 億2,716万4,217円、5、支払基金交付金 2 億4,488万6,000円、6、都支出金 1 億3,279万3,545円、この国庫支出金、支払基金交付金、都支出金につきましては、それぞれ保険給付等に対する負担割合で歳入されるものでございます。

8、繰入金、介護給付費や人件費等、町負担分になります。

10、諸収入のほうは5万4,402円ということで、歳入合計収入済額は9億2,822万7,450円となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

支出済額のみを申し上げます。

1、総務費2,722万2,737円、総務費に関しましては、昨年度より82万円ほど増となっております。総務費は主に職員の人件費、認定審査会費、また介護保険のシステム委託料に係る経費になりますが、前年度より認定審査会費、人件費等が増えてございます。人件費につきましては約160万、認定審査会等に係る経費等につきましては約53万増となっておりますが、システム改修に係る委託料のほうは130万ほど減額になっておりますので、大体82万ぐらいの増となっております。

2の保険給付費 8 億4,546万603円、前年度より約2,750万円伸びてございます。パーセントでいきますと、約3.3%の増になります。サービスでいきますと、通所介護、ショートステイが伸びている状況です。また、認知デイにつきましても前年度より約430万円ほど伸びてございます。平成25年度の認定者数は605名、24年度より27名ほど増えてございます。サービス利用者も20名ほど増加し、369名となっております。施設の利用者につきましては

111名で、前年度とほぼ横ばい状況です。給付費につきましても150万円ほどの伸びになってございます。

次、5の地域支援事業費につきましては、地域包括への委託料や生活機能評価による介護二次予防、家族介護支援によるオムツ支給などに関するものになります。

諸支出金は1,200万949円ということで、歳出合計は支出済額9億787万863円、歳入歳出差引残額は2,035万6,587円が翌年度へ繰り越しとなります。

平成26年12月5日、八丈町長、山下奉也。

以上で説明を終わりにいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（奥山博文君） 605名が認定されていると報告がありましたけれども、25年度。今、ホーム等入居が要介護3以上ということで、八丈町のその605名のうち、要介護はどれぐらいありましたか、25年度、3以上。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課課長補佐、お願いします。ゆっくりでいいですから。

○福祉健康課課長補佐（高野秀男君） 要介護3以上の認定者数ということですが、約240名ほどになってございます。

（奥山（博）議員「240名」の声あり）

○福祉健康課課長補佐（高野秀男君） はい。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） それで今、養和会に入っている方が、あそこは何名で、あと東京に行っているのが7名とかそういう話があったんですけども、25年度で在宅介護が大体百二、三十と見ればいいわけですか、在宅介護されている方。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課課長補佐。

○福祉健康課課長補佐（高野秀男君） 実際認定者数は600名ほどいらっしゃるんですけども、その中でサービスを利用されている方の内訳というお話かと思うんですが、実際施設のサービスを利用されている方というのは、八丈の特養以外に、今、島外の老人ホームを使っている方、また、老健施設を使っている方もいらっしゃるということで、トータルしますと110名ほどは施設を利用されている方はいらっしゃいます。それ以外の方で在宅サービスのほうを利用されている方というのは、これは必ず毎日利用しているとは限りませんが、

360名ほどいらっしゃいます。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 25年度現在で、よく言われるのが、こっちの養和会を申し込んでもなかなか入れないと。要介護3以上で、今実質待っている方というのは、25年度現在でどれぐらいありますか。入所したいんだけど、なかなか空きがなくて入れないと言われている方、どれぐらいいますか。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課課長補佐。

○福祉健康課課長補佐（高野秀男君） 特養ホームへの待機者ということになるかと思います。待機者につきましては、今現在、要介護度を問わず、基本は要介護1からの人になりますけれども、申し込んでいるような状況でして、120名ほど待機者はいらっしゃるというふうには伺っておりますが、その中で要介護3以上の方がどれぐらいいらっしゃるかというのは、すみません、ちょっと確認はまだしていないところです。

（奥山（博）議員「後ほどでも、来年でもいいよ」の声あり）

○議長（土屋 博君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（笹本重喜君） 養和会の入所の判定は養和会がやっているの、その辺は細かいことまではわかりませんが、120名の待機者のうち、順番でポイント制で入れております、順番ですね。それで、緊急的に入れなきゃいけないと養和会が考えている方は5名程度だというふうに私は聞いております。

○議長（土屋 博君） 11番。

○11番（山口英治君） やっぱり課長、きちっと調査をしないと。大事なことですよ。八丈町の現状は今どうなっているんだと、待機者の問題。これは重要な政策の一つになるわけです。3以上の方で、多分養和会の場合4とか5、経営上の問題もありますからそういうふうな計算をしているのかどうか分からない。あと、緊急性を要する人も出る場合もあります、ひとり暮らしとか何とか。そういういろんな状況を把握しておかないと、いろんな意味で対応できないし、予算審議だって決算審議だって難しいことになるわけでしょう。そういうことだけはきちっと把握しておかないと。

わかりませんじゃ、600名近く人がいて、要支援から要介護を合わせてね。在宅介護の状況もどうなるのかとかいろいろ組み合わせていかなきゃでしょう。島外に出ている人は、それなりの理由があって出ているだろうし、こっちでニーズがうまく合わなくてそういうふうになっている場合もあるだろうし、それじゃ困るよ。それはちゃんとしてもらいたい。



それで、やっぱり養和会との連携という問題もあると思います。そこがスムーズにいていないんじゃないかと。町の方向と養和会のすり合わせが絶対必要なんですよ、これから。養和会も昔と違って、今は独立採算ということでいろいろあるわけですから、老人何とか会館の問題もあるだろうし、養和会とある程度、町の考え方、そこをうまくセッティングしていかないと、そのためにある程度調査、また、養和会との話し合いの場を持つなり何なり、あと総文もあるわけですから、高齢化がどんどん進んでいく中では、一番重大な施策の一つになると思うので、そこいらは要望ですけれども、やっぱりちゃんとしてもらわないと困りますよ。よろしくお願いします。答弁があればよろしく。

○議長（土屋 博君） 今後、情報収集をちゃんとしておくように、そういうことで……

（山口議員「答弁があればよろしくをお願いします」の声あり）

○議長（土屋 博君） 答弁しますか。

福祉健康課長。

○福祉健康課長（笹本重喜君） 先ほども申し上げたとおり、話し合いの中で緊急的に必要な方は5名ぐらいだろうということは聞いております。それで、今在宅で介護度3以上でも、例えばお子さんですとか、ご兄弟ですとか、そうやって見ておられる方がおります。その辺で、これ以上施設介護をなかなか増やせない状況にありますので、例えばショートステイの拡充ですとか緊急ショートですとか、その辺を町は考えていってすり合わせをしていっている状況でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 1番。

○1番（沖山恵子君） すみません、確認です。

先ほど認定者が605名で、そのうち369名が利用されていて、施設利用者は111名とおっしゃったように思うんですけども、その後で、在宅介護の人が360名いらっしゃると言われてたような気がするんですけど、260ですか。私の聞き間違いかしら。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課課長補佐。

○福祉健康課課長補佐（高野秀男君） 実は、昨年1年間で在宅サービスをご利用された方が360名ほどいらっしゃるという中で、実際に在宅サービスを利用してから施設のほうに移ったという方も当然いらっしゃるんで、人数のほうはかぶりはあるかとは思いますが。

○議長（土屋 博君） 1番。

○1番（沖山恵子君） わかりました。そうしますと360人の在宅介護者がいて、待っている方が、施設の利用、入所したいと思っている方が120人いらっしゃるということは、在宅介

護の方の3人に1人は施設に入りたいと思っているということで、先ほど課長もおっしゃいましたけれども、ショートの新増床ですとか施設の使い方ですとか増床を含めて、もちろん増床すれば介護保険料が上がるということも含めて、いろいろな検討が必要なのではないかなと。3人に1人の方は施設に入りたいと思っているということでよろしいですね。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課課長補佐。

○福祉健康課課長補佐（高野秀男君） 施設サービスで今待機されている120名の方が全て在宅サービスを利用されているかというところまではわかりませんが、ほぼ希望されている方が待機の申し込みをされているような状況だとは思っております。

○議長（土屋 博君） よろしいですか。

（沖山議員「はい」の声あり）

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） 25年度は給付費が増えていますよね。そのほとんどが通所とショートという中身だったんですけども、要支援者がショートステイを利用する場合に事務手続きが煩雑だというお話を伺ったんですが、実情はどうなんでしょうか。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課課長補佐。

○福祉健康課課長補佐（高野秀男君） 要支援者に関しましては、地域包括支援センターのほうでケアプラン等の調整をしているわけなんですけれども、今おっしゃったような事務の煩雑とか、申し込みの煩雑とか、そういうところの話というのは直接は聞いたことはないんですけども、実際ショートステイは、介護の方が利用されている比率のほうが非常に高いものですので、その中で要支援者の方がどれだけ、ケアマネジャーさんの本人との話の中で、この人が希望している日数が本当に入れられるのかとかそういう話もあるかと思えます。また、当然個人負担、限度額等もありますので、その辺の中でのお話なのかとも思えます。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） お話を聞くとやむを得ないなという感じはしました。それはそれでいいんですが、もう一つ別のことで伺いますけれども、施設介護、特養の場合もショートステイの場合もそうなんですけれども、男性と女性が同室という実態はないですか。全部男性と女性は部屋が別になっていますか。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課課長補佐。

○福祉健康課課長補佐（高野秀男君） ショートステイの……

（奥山議員「両方」の声あり）

○福祉健康課課長補佐（高野秀男君） すみません、ショートステイのほうで聞いている話ですと、やはり女性、男性というのは、その辺は施設のほうも配慮して、できる限り分けるような形で対策はとっているかと思います。ただ、利用者は。ショートステイにしても特養にしても、ほぼ定員いっぱいのような状況ですので、中にはやむを得ない事情というのも当然出てくるかと思います。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） 前に資料館の話で、トイレを男女別にしてほしいという要望をしたんですけれども、やっぱりこれは本当に人権にかかわることだと思いますので、男性、女性は別の部屋にするというのは大原則だと思いますけれども、それが、できる限りとか、ほぼとかいうお答えだったので、その辺は徹底するようにお願いしたいですけれども、課長、どうですか。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（笹本重喜君） その辺は養和会と話して、そのように、なるべくと言うとまた怒られちゃうんですけれども、するようにいたさせます。

やむを得ない事情というのが、例えば認知症でほとんどわからない人とか、事情は多分あると思うんですが、その辺の事情を聞きながら調整していきたいと思います。すぐ話し合います。

（奥山議員「よろしく申し上げます」の声あり）

○議長（土屋 博君） 11番。

○11番（山口英治君） 歳入の部分での不納欠損がありますよね。介護保険で不納欠損というのは、まずあり得ない。あと権利の問題もありますよね、いろいろ。不納欠損は、これはどういうことなのか、わかりやすく説明してほしい。不納欠損したお金というのは、一体どういうふうになるのか。切り替え時期になるのかね、不納欠損は。普通は不納欠損はあり得ないんだけど。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（笹本重喜君） 基本的に不納欠損している方というのは、生活保護になられた方とか、あとは島外へ行かれた方で連絡がつかないとか、死亡された方で残りの人がいないとか、そういう形のものは不納欠損しています。

それで、本来ですと、2年という本当は徴収できるあれがあるんですけれども、その辺でどうしても、これは払わないとやっぱり給付制限にかかわってきますので、その辺を見越し

ていろいろやっているわけですがけれども、これは大変難しい問題でして、余りあれなんですけれども、その辺でうまく整理できるものは整理していこうと思って、決算にはあらわれてきませんが、ことしも整理をしております。ここの25年度決算の不納欠損に関しては、生活保護になられた方、死亡者がほとんどだと思っています。

○議長（土屋 博君） 11番。

○11番（山口英治君） なかなか難しい話なんだが、答弁もしにくいとは思いますが、これはやっぱり制度のいろんな問題だと思います。生活保護になる以前の話なわけで、これは生活保護になったから不納欠損したということなんですか。確認で言えば、そういうことでしょ。でも、生活保護になる前に払っていないというわけでしょう。生活保護になったから不納欠損でしょう。生活保護者に対しては支払い義務は生じないわけでしょう。だから、これ以前の話でしょう。生活保護になったからするんじゃないで、生活保護になる前に未収金になっていたわけですよ、その話を聞いているの。なぜそういうことが起きるのか。これは原理原則の話もあるから。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課長、もう一度。

○福祉健康課長（笹本重喜君） いろいろ私も何軒か回らせていただきました。その中で、どうしても払えない人は分納誓約という形でやるわけですがけれども、なかなか分納誓約制度自体の内容、給付制限もかかって、このままだとなかなかサービスも受けられませんよというふうに言いますと、わかりはするんですが、なかなかその方の生活の中で払ってもらえないという方も中にはいらっしゃるんで、一応ご説明して、本当にわかってくれるんだけどなかなか払えないというパターンもあります。あとは、3万円とか5万円とかある程度まとまってしまうと、そんなお金払えるかって、ボタンともう門前払いされる場合があります。そこを根気強く、何とか払っていただけるように、うちとしても今からも努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（土屋 博君） 11番。

○11番（山口英治君） 不納欠損することは、別に悪いことじゃないの。法に基づいてやるわけだから、全然悪いことじゃないのよ、条例もあるわけですから。

ただ、これは制度の問題点があるんじゃないですかということなの。本来だったら、国保会計でみんな……。ただ、その切り替えの時期があるでしょう。結局、これは国保との関連があると思うんだが、例えば切り替え時期で空白みたいなのがありますよね。そのときに起きる未収金の話だと思うんですが、それとは違うんですか。俺が勉強不足なのかね。

介護保険料というのは、国保と一緒に徴収するものだと思っていたんだが、介護保険料は、特別、空白の1年とか2年あるんじゃないの、切り替え時期のときが。これは、そのときにできた未収金の話じゃないの。違うの。わからないけれども、そこいら説明してよ。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課課長補佐、説明願います。

○福祉健康課課長補佐（高野秀男君） 国保のほうから介護のほうに切り替わるということで、65歳に達すると介護保険料のほうから納入通知書のほう送って、納めてもらうことになるんですが、その辺は国保と介護とはまた別になりますので、滞納者という部分で言えば、そこは関係ないかなと思います。

（山口議員「そのときに起きる未収金の話でしょうと言っているの、その制度が変わるときの」の声あり）

○福祉健康課課長補佐（高野秀男君） そうです。

○議長（土屋 博君） 11番。

○11番（山口英治君） ですから、そこいらをちゃんと説明してもらわないと、要するに65歳になると年金から徴収するとかなんとかなるでしょう。でも、年金がない場合もあるし、いろいろあるわけですよ。そのときに起きた未収金の部分、これはエアポケットみたいなものなんだ。国保だったら100%とるわけでしょう。未収金というのはあり得ないじゃん、国保で徴収している場合は。ほかの国保の仲間がみんなで払うんだから、100%払う。

だけれども、その切り替え時期に、そのちょっとした時間帯の中に起きる金額なんだよ、これは65歳になるとき。そういうふうに俺は理解しているんだけど、だからこの金額は決して少なくないということなの。僕はそう思って、152万幾らなんだけれども、こういう不納欠損というのは困るから何とかしてほしいなど。不納欠損するのはやむを得ないことだから。ただ、これは確認なんだけれども、そういう制度の、ちょうど65歳のときに、切り替え時期に起きるものなのですかと聞いているんです。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（笹本重喜君） 課長補佐が言ったように、制度的には65歳未満は国保の中で徴収されて、支払基金のほうへそれが行きます。それで給付額によって、それからまた再分配されてくるということですね。それで65歳になりますと、今度は町の介護保険料として皆様から徴収させていただくわけですけども、確かに一番滞納になる可能性があるというのは、ある程度年金をもらってる方は特別徴収になっていきますので、その間の普通徴収になる時期って一部あるんですね。そのときが滞納になりやすいというのは確かにございます。

そこは注意して、私らも通知書を発送しても、65歳になって年金から徴収されるはずなのに、何で普通徴収で来るんだと。いきなり年金から天引きというわけにはいきませんので、その間のところで未収金が出る確率が高いというのは確かでございます。あとは少額年金の方とか、年金が支給されない方、要するに年金を掛けていなかったのに年金をもらえない方がずっと普通徴収になりますので、その方たちは滞納になりやすいということは理解しております。その辺は注意していきたいと思います。

○議長（土屋 博君） 11番。

○11番（山口英治君） 私が申し上げたいのは、結局ちょっとしたお金かもしれませんが、今後無年金者の問題も、当然大きな一つの問題になってくると思います。そうした場合に支払いをしないと、いわゆるサービスが受けられなくなる人が出てくると、それは大きな政治課題になるんだと。今後必ず無年金者の問題は出てきます。これは明らかです。それに対するいろいろなことを考えなくちゃいけない。

国保で徴収しているうちは、知ってのとおり100%ですよ、徴収は。それには俺も言いたいこといっぱいあるけれども、それはみんな徴収のほうでもわかっている。今後国保のほうもある。だから課長、これ危機感を持っておかないと、無年金者の問題、今後当然出てくる。あと金額が少ない人、例えば25年しか払っていない人なんかの年金は幾らだと計算したときは、とてもじゃないけど介護保険料の問題、いろいろ難しい問題が出てくると思います。

ただ、ここにあらわれている150万、はい、不納欠損ですというわけには、今後これは一つの方向を指しているわけです。ちゃんとしたサービスが受けられない人が今後出ますよと、そういう人たちはどうするんですかという話まで出てくるわけですから、多分生活保護の問題もかかわってくると思います。いろいろあるとは思いますが、そういう点を、単にぼーんと、これはこれで今回限りの話じゃないんだ。これからどんどんこの問題は大きくなってくると思う。だから切り替え時期だけじゃなくて、無年金者が出れば確実にこの問題は出てくる。そういう点を含めていろいろ内部のほうでよく勉強してください。よろしく願います。

○議長（土屋 博君） 要望でいいですか。

（山口議員「はい」の声あり）

○議長（土屋 博君） 要望で。

ほかに。

5番。

○5番（山本忠志君） ちょっと教えてもらいたいですけれども、つい先日12月7日の日に高齢者演芸大会というのがございまして、呼ばれて行ってまいりました。島中の芸達者の方が歌ったり踊ったりして、本当にこれは認知症予防とか介護予防とかに役立っているんじゃないかなと思って見ていたんですけれども、そのちょっと前には地元の公民館で健康教室というのがございまして、それもちょっとだけですが見学してまいりました。いいことをやっているなと思った。認知症とか要介護になる前に予防するというのも町の施策としては大事なことじゃないかなと思うんですね。

この17ページ、2番の2に予防サービス諸費として3,700万となっているんですけれども、町としてはどのような予防の対策としての取り組みをなさっているか、代表的なもので結構ですので教えてもらいたいと思います。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課課長補佐。

○福祉健康課課長補佐（高野秀男君） この決算書のほうの介護予防サービス等諸費ということで、こちらに関しましてはどういう内訳かということになりますが、3,700万ということで、中身は要支援1、また要支援2の方が介護サービスを利用したときの費用が主な金額になってございます。その中で介護予防というのは、18ページのほうの介護予防事業費というところで222万1,860円、こちらのほうで介護予防事業費のほうはやっているわけですが、今現在やっておりますのは、特定健診を夏にやってございます。その中で65歳以上の方に関しましては、生活機能評価というのもそのときにあわせてやっています。

どういったものかといいますと、健康に関するチェックリストみたいなのがございまして、それを健診に来られた方にチェックしてもらい、例えばふだん歩くのに、前に比べてちょっと歩くのが遅くなりましたとか、食べ物が飲み込みにくくなったとか、そういうふうな日常的な生活の部分に関するチェックリストがあります。そういうのを書いた中で、町の保健師さんとも結果を見て、この人は介護保険の中での二次予防事業に参加してもらって、保健師さんとか歯医者さんとか、そういう方の指導が必要じゃないかということリストアップして、現在その形で呼びかけて、健康教室といいますか、二次予防健診のほうを実施してございます。

（福祉健康課長「続けていいですか」の声あり）

○議長（土屋 博君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（笹本重喜君） 今課長補佐が言ったものは、この介護保険の会計の決算上にあらわれるものです。それ以外に議員がご指摘の健康教室、これは毎月各地域でやっており

ますけれども、これですとか、あとは全体的に見ますと老人クラブの助成とか、その辺で何とか、これも介護予防の一つでございますけれども、皆さんが元気でなるべく健康寿命を延ばすためにいろんな施策をやってございます。

ほかに言いますと、先ほどの高齢者の演芸大会以外に、グラウンドゴルフ大会ですとかいろいろそういうものもやっておりまして、なるべくひきこもりにならないような施策を町としても考えております。

それ以外に、例えば社協ですと、サロンを今、月1回ぐらいですけれども中之郷で始めております。榎立なんかは住民独自で富次朗商店を利用してサロンをやっていただいたりしていますので、そういう地域の力も一緒をお願いしながら、町としてもなるべく健康でいられるような施策を考えていきたいと思っておりますので。

これは実際申しますと、国もなかなか予算がない中で、要支援の方は地域支援事業に移行して、町でいろんなNPOだなんだを取り込みながらそういう施策をやっていってほしいという形にだんだんできておりますので、その辺も民間の力も利用しながら、町としてもできる限りやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（土屋 博君） 1番。

○1番（沖山恵子君） 17ページ、保険給付のことについてお伺いします。

（「何ページですか」の声あり）

○1番（沖山恵子君） 17ページ、歳出のところの。

保険給付費の4番と5番、高額介護サービス等費と高額医療合算介護サービス等費というのは、収入の少ない方が介護保険サービスを利用した場合、その金額が高額になった場合には補助が出るというサービスかと思うんですけれども、合わせて2,000万円を超えてしまっているのかと思うんですが、何人ぐらいの方が利用なさっているのか教えていただきたいと思っております。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課課長補佐。

○福祉健康課課長補佐（高野秀男君） 高額介護サービスにつきましては、今1番議員の言われたとおりの中身で低所得者の方に負担をしているものですが、高額介護サービスを実際町のほうから支給している方は140名ほどいらっしゃいます。

○議長（土屋 博君） よろしいですか。

1番。

○1番（沖山恵子君） 369名が利用されていて、そのうちの140名の方が高額介護サービス費



等の補助金をいただいているということは、利用されている方、かなり皆さん生活が大変と  
いうか低所得者ということですよ。わかりました。

これは、町単なのか、都とか国の補助はどれくらい入っているのか教えていただけますか。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課課長補佐。

○福祉健康課課長補佐（高野秀男君） こちらの高額介護サービスにつきましても、ほかの在  
宅サービスと同様な形で国、都、支払基金等から負担割合に基づいていただいております。  
内訳としましては、施設サービスと居宅サービスがあるので、居宅サービスを利用した際の  
負担割合なんですけれども、国が20%、都が12.5%、町が12.5%ということで、残りの50%  
に関しましては1号被保険者、65歳以上の保険料と2号被保険者40歳から64歳までの方の保  
険料で賄ってございます。

○議長（土屋 博君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第4、認定第6号 平成25年度八丈町介  
護保険特別会計決算認定については、原案どおり認定いたしました。

休憩しますか。

（「はい」の声あり）

○議長（土屋 博君） 10時20分まで。

（「10分にしませんか」の声あり）

○議長（土屋 博君） 10分にできないかということですが。

（「別に20分でもいいですけど、どっちがいいでしょう」の声あり）

（「20分でいいよ」の声あり）

○議長（土屋 博君） はい、10時20分に決定します。

（「20分間休憩でしょう」の声あり）

○議長（土屋 博君） 小澤さんは20分まで休憩してほしいと。

（小澤議員「違う、20分間休憩と」の声あり）

○議長（土屋 博君） 20分間休憩。それでは、10時10分まで。

（午前 9時50分）

---

○議長（土屋 博君） 休憩を解いて再開いたします。

（午前10時10分）

---

◎認定第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第5、認定第7号 平成25年度八丈町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを上程いたします。

住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 鏡文につきましては、資料番号10番の4枚目になります。

認定第7号 平成25年度八丈町後期高齢者医療特別会計決算認定について。

平成26年12月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度八丈町後期高齢者医療特別会計決算を監査委員の意見をつけて認定に付します。

それでは、先ほどの介護会計と同様、平成25年度八丈町特別会計決算書、こちらの43ページをお願いいたします。

平成25年度八丈町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算。

決算高のみ申し上げます。

歳入1億7,930万6,902円、歳出1億7,609万7,181円、歳入歳出差引残額320万9,721円を翌年度へ繰り越す。

次のページをお願いいたします。

44ページ、後期高齢者医療特別会計の決算状況についてご説明いたします。

歳入のほうから、款の収入済額を中心に説明いたします。

まず、1款の後期高齢者医療保険料5,200万4,100円、プラス2,130万600円、こちら前年度と比較してということで、以降につきましても対前年比という言葉を省略させていただいて、

増減で説明申し上げます。プラス213万、徴収率は現年分98.17、マイナス0.56。過年度分97.19、マイナス0.97でございましたが、監査委員からの決算審査意見でも指摘されておりました未収入額につきましては、平成26年度11月末までに過年度分61万5,000円を収入し、未収入額は57万5,200円となっております。

2款を飛ばしまして、3款の繰入金、一般会計からの繰入金で1億1,766万368円、プラス165万2,368円。区市町村の負担金として職員給与や事務費や療養給付費12分の1負担のほか、低所得者に係る保険料軽減分として、保険基盤安定分2,490万2,412円が一般会計から繰り入れされてございます。

4款繰越金333万9,434円、プラス243万9,376円、前年度の繰越金でございます。

5款諸収入630万3,000円、マイナス30万2,100円、主に葬祭費の受託事業で前年度実績により広域連合からの収入となります。

下、45ページになります。

歳入合計1億7,930万6,902円、プラス592万244円でございます。

次に、46ページ、歳出をお願いいたします。

1款総務費1,174万1,336円、プラス435万842円、主に職員人件費と庁内端末の後期高齢者の新システム導入費、プラス520万となっております。

2款保険給付費475万、プラス35万、当年度の葬祭費として支出する分で、歳入の受託事業による収入と関連してございます。

3款広域連合納付金1億5,403万8,555円、マイナス49万1,621円、医療給付の実施など東京都の全ての区市町村で組織している広域連合への負担金となります。

4款保健事業費191万1,556円、プラス29万3,860円、特定健診240名分、前年プラス40名でございます。

5款諸支出金365万5,734円、プラス224万6,876円、一般会計への繰出金が主な支出です。

6款の予備費を飛ばしまして、歳出合計1億7,609万7,181円、歳入歳出差引残額320万9,721円を平成26年度会計へ繰り越しました。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第5、認定第7号 平成25年度八丈町後期高齢者医療特別会計決算認定については、原案どおり認定いたしました。

---

◎認定第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(土屋 博君) 続いて、日程第6、認定第8号 平成25年度八丈町国民健康保険特別会計決算認定についてを上程いたします。

住民課長。

○住民課長(佐藤真一君) 鏡文につきましては、先ほどの資料番号10番の5枚目になります。

認定第8号 平成25年度八丈町国民健康保険特別会計決算認定について。

平成26年12月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度八丈町国民健康保険特別会計決算を監査委員の意見をつけて認定に付します。

先ほどの特別会計決算書61ページをお願いいたします。

平成25年度八丈町国民健康保険特別会計歳入歳出決算。

こちらについても、決算高のみ申し上げます。

歳入13億9,204万2,094円、歳出17億3,205万2,508円、歳入歳出差引不足額3億4,001万414円を翌年度歳入繰上充用金で補填。

次のページをお願いいたします。

それでは、国民健康保険特別会計の決算状況について説明いたします。

歳入のほうから、主にこちらも款の収入済額を中心に説明してまいります。

歳入の1番目、1款国民健康保険税3億1,261万2,286円、前年度と比べ約190万円の減となりました。要因の一つに、被保険者数及び世帯数減少が挙げられます。徴収率は現年分94.81%、プラス6.8、過年度分20.66%、マイナス1.12、合算で72.43%、プラス5.14でござ

いました。1,223万2,977円を不納欠損してございます。

次に、1つとばして3款国庫支出金3億6,532万9,880円、昨年と比べ約6,000万円の増となっておりますが、主な要因は病院維持システム分の交付金分4,000万が含まれていることが挙げられます。

続いて、4款療養給付費等交付金5,607万2,473円、昨年と比べ24万の増、国保に加入となったサラリーマンや公務員等の退職者の医療費分の実績に基づき、診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

5款前期高齢者交付金2億3,311万3,496円、前年度と比べ700万の減、国保連合会が前期高齢者の加入率が高い保険者に交付するものでございます。

6款都支出金1億237万4,782円、前年と比較し1,200万の増、他の市町村より付加率等の実績がよかったため、運営補助金等として670万ほど増えてございます。

63ページになります。下のページですね。

7款共同事業交付金1億5,651万8,960円、330万の増。

1つ飛ばしまして、9款一般会計からの繰入金で1億6,109万829円、前年比1,550万の減でございます。8,000万1,000円を法定外繰り入れ、いわゆる赤字補填分でございます。前年比法定外繰り入れのほうは2,000万減となっております。

1つ飛ばしまして、11款諸収入492万9,388円、これは第三者納付金、雑入となっております。

合計しますと13億9,204万2,094円の収入でございました。昨年度と比較しますと、約5,600万円の増という状況でございます。

続きまして、次の64ページの歳出になります。

1款総務費3,379万8,258円、前年度と比較して480万円の増、運営協議会や職員事務費等でございますが、増えた要因は、新庁舎移転や法改正に伴うシステム変更が主な増要因となっております。

2款保険給付費8億4,863万2,783円、医療費の支払い分で前年度と比較して630万円の増となっております。医療費につきましては、八丈町平均が26万7,361円、対前年プラス1万1,923円、都平均の28万7,357円、プラス7,565円、全国平均の32万1,378円、プラス9,479円と比較しては低いのですが、前年と比較すると約4.7%の伸びとなっております。

3款後期高齢者支援金とその事務費の拠出金で1億9,779万9,749円、プラス820万の増、人員構成比において、後期高齢者を支える国保の被保険者数率は減少傾向であり、厳しい状

況となっております。

4 款前期高齢者納付金とその事務費の拠出金で19万2,862円。

65ページの5 款老人保健拠出金8,730円、制度はなくなっておりますが、適用となる支払いが残っているためでございます。

6 款介護納付金9,677万7,544円、236万の増。

7 款共同事業拠出金 1 億7,091万9,627円、245万の減。

8 款保健事業費、主に特定健診の経費でございます。702万8,105円、2 万円の減、対象者2,857人、プラス70人です。受診者687人、マイナス4 人、受診率は24.05%、マイナス0.74 ございました。

2 つの項目を飛ばしまして、11款、歳入の項目でも説明いたしました但病院維持システム分の4,000万を含め、病院への繰出金と24年度の負担金との額の確定に伴う返還金といたしまして6,491万9,735円、3,634万の増。

次のページの最後の項目、13款でございますが、24年度の国保特別会計に充用させていただいた金額が3 億1,197万5,115円、前年と比較して2,864万の増でありました。

歳出合計17億3,205万2,508円、歳入から歳出を引いて3 億4,001万414円の赤字となりました。そのうち、単年度収支で見ますと8,000万の補填があったものの、2,803万5,299円の赤字という結果となりました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

6 番。

○6 番（山下 崇君） 繰上充用の問題とか、質問してもどうにもならないのはわかるんですけども、そこはしません。

給付費、要は保険給付費のほうが、人口が減少しているのに給付が伸びているということは、1 人当たりの医療費が伸びていると、まだまだ全国平均には届かないとはいえ、伸びているんですけども、病院経営とも絡むと思うんですけども、外来収入の部分と、それからこれは東京の病院に通ってる人が増えたというふうにもとることができると思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 私も病院運営協議会の委員の一人となっております。病院の収

支の状況が、医療費がかかれば病院のほうの収入が増えるんじゃないかということで、普通は比例の関係ではあるんですが、ところが今回の収支を見ますと、病院のほうの医療費も収入も減っている。ただし、私どもの医療給付費は増えているという状況を考えますと、やはり八丈町の島内の、あと1院ありますけれども、その1院にもお聞きしましたところ、やはりそちらも収入は特段増えていないということでございますので、島外の病院にかかっている方が多いということがその数字からは出ているのかなと思っております。

○議長（土屋 博君） 6番。

○6番（山下 崇君） ということは、今の町立病院の診療内容では満足できないのか、それとも特別な科、島にない科に受診する人が増えているのかということかなと思うんですけども、せっかくいい病院があつて、繰り出しのほうが多くて収支はプラスになっていかないというのは、それはそれで問題だと思っております。

島外へ受診する、ある程度住民課のほうで把握されているんだと思うんですけども、例えばどういったような、病気だったり傷病だったりすると思うんですけども、どういうケースで島外に行かれる方が多いのか、その辺わかれば教えてください。今後の対策になると思います。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 私、病院管轄していないので具体的な病名等については認識してございませんが、流れとしまして、町立病院のほうで医療するには適当でないという方を島外の医院に紹介されているなりというようなことが多いのではないかとこのように推測してございます。

○議長（土屋 博君） 6番。

○6番（山下 崇君） これが最後、要望になりますけれども、どういった部分が足りないのか、これは病院ともよく相談して対策をしていただきたいと思います。せっかく納付した保険料が島で循環することなく、島外へ行ってしまうというのでは本末転倒であると思いますので、その点よろしく願いいたします。

○議長（土屋 博君） 要望ということで。

ほかに。

3番。

○3番（小川 一君） 初めて質問させていただきます。

新人議員が5人いますので、この繰上充用金、中身を説明していただきたいと思います

が、多分どんどん増えていると思うんですけども、簡単に結構ですのでお願いします。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 繰上充用金は、特別会計でございますので、単年度で見た場合、赤字の部分がかもし発生したとしますと、赤字決算というわけにはいきません。そこで、翌年度の歳入があるであろうところから、繰上充用金という制度を使って赤字分を埋めて決算を打つというようなことになっております。

○議長（土屋 博君） 11番。

○11番（山口英治君） これはもともと問題でね、実際、町としてもこれを一般会計で面倒見て、健全なる、一応国保会計は特別会計で独立採算ということで、繰上充用という形の、予算上やってはならないようなやり方でやっているわけです。これもやむを得ない措置かなと思うんだけど、町としてもこれは余りよくないということで、一旦はね、企画財政課長、これを何とかしようということで、ところが町の財源が、それを一般会計で見ちゃうとなかなか難しい状況であるというふうに認識している。一時は、そっちの方向でやるという方向だったんだが、やっぱり町長ね、例えば支援金の問題、後期高齢者の、もう2億弱、最初1億ちょっとだったと思うんですけども、毎年毎年上がって行って、大体国保に入っている人間も人口減少で少なくなっていて、収入も少なくなっているわけですよ、いろんな意味で。にもかかわらず、どんどん経費は増えていく。

そういう中で、僕は、もうこの制度そのものが国保、まず独立採算というものが完全に崩壊したと。町も昔はそういう形でやっていて、一般会計からの繰り出しはやらないでやってきたから、またこういう状況だったかもしれない。ほかの自治体は少しずつ出していたかもしれない。

ただ、実際これは一体全体、国とかそういうふうな方向、ほかの自治体も非常に厳しい状況だと思うんですけども、我が町だけなんですか、これ。それとも島嶼、大島とかいろいろありますが、小さい離島は別としてもどうなのでしょう、23区、いろいろなところ、国保会計において。その状況がどういうことであるのか。

それはやっぱり全体的、包括的にいろんな物の考え方をして、八丈町からこの問題を取り上げて、国等に対してははっきり申し述べる必要があると思うんですけども、どういうことなんでしょうかね、一体全体。これも来年だって、均衡予算を組むためには1億近くかかるでしょう、2,000万の赤字だと。どうなんですか、課長。来年均衡予算を組むのには1億近くかかるんじゃないの。教えてください。これ、4億、5億になっちゃうよ。



○議長（土屋 博君） 住民課長、23区とか多摩含めて説明願います。

○住民課長（佐藤真一君） まず、他の島嶼の状況でございますが、私どもより早くに法定外繰り入れを既にやっております。大島で毎年1億以上の金額ですね。新島、三宅村さん含めて、各町村その規模に応じて赤字額を全て法定外繰り入れで賄っていると。23区等につきましては財政力がありますので、その金額を、同じような意味合いで言えば法定外じゃないですけれども、そういった支援をして住民の方の負担を減らしているというような形で、現状はそうなっております。

これからの流れでございますけれども、プログラム法案の行方で、消費税の値上げ等で先送りになった関係でタイムスケジュールどおりにいくのかわかりませんが、来年度下期に国保法の改正案がタイムスケジュール的には国会に提出されて、29年度に都道府県化というような流れになってございます。国保の都道府県化ということになりますと、私ども国保税という形の市町村と対住民との関係のほかにも、広域連合じゃないですけれども、東京都に納付する分賦金というのが東京都からお示しされて、その金額を八丈町が納付するというような形になります。

私、今現状を考えますと、八丈町の所得水準等を考えましたら、かなり保険料としては高負担の市区町村に入ってるというふうに認識してございますので、都道府県化になった折に分賦金の示される金額が、八丈町の国保税の税率でもって賄い切れない額ではないんではないかなというふうに思っております。

ですので、その都道府県化に移行されるときに分賦金の状況によりましては、もし分賦金の示された金額と八丈町の国保税がマイナスであれば、その分を八丈町が投入しなくてははいけませんし、もしプラスであれば基金積み立てのような形で安定化を図れていくのかなということで、まずは都道府県化に向けた分賦金の示される状況をはかって国保税率等は考えていきたいと思っております。

○議長（土屋 博君） 11番。

○11番（山口英治君） 課長がいまおっしゃったとおりに、八丈島の国保税は決して安くはないんですよ、ほかの23区から比べても。そういう意味でも、連合みたいなものになれば果たして先が見えるのか。ただ現状は、一般会計に対して毎年1億ずつの負担をかけているのが現状なんです。一般会計、かなり痛めていると。例えば既定の枠の総合交付金で、財政課長、一生懸命頑張ってるプラス1億なのか1億2,000万なのかよくわからんが、それが溶けているわけですよ。ほかの事業にも影響していくわけですよ、全てのものに。財政そのものが非

常に脅かされる状況になっているわけですからね。

課長、町長、29年度ですか、もしそれをやったとしたら、もしそういうのになったとしたら、例えば一般会計である意味で早急に見直すこともできるだろうが、その29年度で。でも、29年度といったら随分先ですね。そのころ幾らになってるか、天文学的数字ですよ。それを考えると非常に心配なんです。課長、何とかそこいらの情報を的確につかんで、早くこれを正常な会計に戻さないと、連合会はキャパが広がるから、決して医療費だって八丈のほうが多いわけじゃないから、全国平均にして少ないぐらいなんだから、本来だったら抑えられるはずなんだよ、国保税もね。ある意味で、破綻しているといってもやむを得ないところで、29年、まあ、それは非常に楽しみです。僕もこれ勉強したいので、後で少し教えてください。この場だと長くなると思いますから、よろしくお願いします。頑張ってください。

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第6、認定第8号 平成25年度八丈町国民健康保険特別会計決算認定については、原案どおり認定いたしました。

---

◎認定第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第7、認定第9号 平成25年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計決算認定についてを上程いたします。

住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 鏡文につきましては、資料番号10番の6枚目になります。

認定第9号 平成25年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計決算認定について。

平成26年12月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計決算を監査委員の意見をつけて認定に付します。

特別会計決算書93ページをお願いいたします。

平成25年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計歳入歳出決算。

決算高のみ申し上げます。

歳入9,359万8,925円、歳出9,359万8,925円、歳入歳出差引残額なし。

次のページをお願いいたします。94ページです。

浄化槽設置管理事業特別会計の決算状況について説明いたします。歳入のほうから、款の収入済額を中心に説明いたします。

1 款の分担金及び負担金157万2,200円、プラス54万1,900円、事業所が業務用の浄化槽を設置する場合、浄化槽設置の国の基準額の10%を負担するものです。例えば83万7,000円の5人槽の場合8万3,700円を事業所の場合は負担すると、一般住民の方は負担はありません。

2 款使用料210万3,900円、プラス158万6,500円、町設置型で浄化槽を設置された方に、法定検査、清掃、保守管理代などとして負担していただくものです。5人槽の場合は月2,500円となります。

3 款国庫支出金0円、マイナス5,791万5,000円、循環型社会形成推進交付金については、平成24年度に設置計画数130基に基づいて補助されてございます。平成25年度は、24年度と25年度の実績99基により調整することになっており、過分となる分670万8,000円を返還してございます。

4 款都支出金458万1,000円、マイナス122万1,000円、設置事業の地方債充当額が補助されます。

5 款繰入金6,481万4,729円、一般会計からの繰入金で町として基準額の10%を負担するほか、国の補助対象費と基準額内の差を負担する分や、職員の給与費などでございます。国庫支出金を0円と調整したことにより、一般会計からの繰入金が昨年度より大幅増となっております。

1つ飛ばして95ページ、7 款諸収入222万7,096円、雑入は増嵩経費で、家庭用であれば標準設置工事費を超えた費用、事業所であれば国の基準額を超過した分と配管工事費を負担していただくものでございます。分担金と増嵩経費につきましては、納入期限が使用后1年間となっておりますが、5月末で算出してございます。

8 款町債1,830万、マイナス470万、下水道事業債です。元金分5年間据え置き、30年間償還、利率1.4%でございます。

歳入合計9,359万8,925円、マイナス1,140万3,325円となりました。

続いて、96ページ、歳出をご説明いたします。

1 款総務費2,366万9,591円、プラス126万6,000円、基金への積立金のほか、職員人件費です。増分はシステム改修費126万となっております。

2 款施設管理費291万2,000円、プラス189万4,000円、町の浄化槽の管理費用で、浄化槽清掃や法定検査の費用です。設置基数総数の増加に伴い増加してまいります。

3 款施設整備費6,675万471円、マイナス1,483万932円、浄化槽の39基分の設置工事費でございます。

4 款公債費26万6,863円、平成24年度の地方債2,300万分の利子でございます。

歳出合計9,359万8,925円、歳入歳出残額なしという状況でございました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

8 番。

○8 番（岩崎由美君） 浄化槽の項目というより、議案の第7号ということで、決算書審査意見書の内容についての質問も構いませんか。

○議長（土屋 博君） もう一回お願いします。

○8 番（岩崎由美君） 今の決算書ではなくて、これに添付されている意見書の内容の質問も構いませんか。

○議長（土屋 博君） はい、いいです。

○8 番（岩崎由美君） この平成25年度八丈町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書についてというところの最後の34ページ、むすびの部分なんですけれども、ここで下から15行目で、今特別会計のいろんな問題、課題が山積する中で、こういう意見書が入っていて、「基金を使った事業を展開していくことも重要と考える」という段落なんですけれども、例えばこういう基金を組み替えたり、利息が発生するような預金に変更するというような取り組みというのは実際に可能なかどうか。例えばそういうことに対するアイデアとかがあれば、教えていただきたいと思うんですけれども。

○議長（土屋 博君） 企画財政課課長補佐、お願いします。

○企画財政課課長補佐（菊池正勝君） 監査委員の指摘のあるように、基金を使った事業を展開していくというのは、何かあれば可能だと思います。ただ、昨日の一般会計の決算のところでも申し上げましたけれども、現在、町の基金は二十数億あるんですけれども、決して多

いという認識は私どもは持っていないんですけれども、当初でいいますと、何にでも使える財政調整基金の額なんですけれども、それが各町村の一般財源の比率でいきますと、八丈が一番低いところ、大島とどっちかなというところなんです。

それで、いろんな事業、もちろん経常収支比率が88%を超えていますので、新しい事業をするには財源としては、基金とか起債しかないという状況でありますけれども、ただ、この決して大きくない基金の中では、よっぽど効果があるものにはもちろん投資していかなければいけないとは思いますが、それを毎年継続して出し続けなければいけない事業については、この基金ではまだ足りないかなというような認識でございます。

あと、今のところペイオフ対策で無利子の預金というふうになってはいますが、利子についてもわずかなものでして、これについては、年度を通して現金が足りなくなる場合がございます。そのときに、現金へ繰り替え運用という形で基金を一時的に支払いの財源としているという状況もございます。これを定期とかにしてしまいますと、利子は確かにつきましても、今まで基金の現金運用をしていた部分が一時借入金として金融機関から借りなければいけないという状況が発生する可能性があります。そうした場合、そちらで借り入れた場合には利子が発生しますので、その利子と預けた利子を比べますと、借り入れの利子のほうが今現在高いという状況もありますので、動かしていない基金はございますけれども、今のところは利息がある預金というところは、ちょっと難しいかなというような気がしております。

○議長（土屋 博君） ほかにございせんか。

11番。

○11番（山口英治君） たまたま基金の話があって、庁舎の積立金があったでしょう。あれは預金することによって、それは目的があって、さっきも言ったようにほかの運用ができないから、それで使う時期も決まっていたから、500万ぐらい利息が入ったんじゃないかな、年間。十数億だったから、数字的にはそれぐらい入ったのかなと。

やっぱり町長、頑張って基金をためるように、踏ん張って総合交付金でも何でも、一生懸命財源確保のために全力を挙げて効率よく全ての事業に対してやるということで、そういうことも可能になるわけだから、基金が30億ぐらいないといろんな意味で、今、課長補佐が言うように厳しいと思いますけれども、どうですか、30億ぐらいあったら、課長補佐、今言ったように話ができるんじゃないの、余裕が出れば。

○議長（土屋 博君） 町長。

○町長（山下奉也君） 今、山口議員が言っているように、庁舎で使い果たした部分もありますけれども、庁舎を建てるときに、川島先生が10億でどうにか建てると、そのかわり町の基金も取り崩したわけでして、約20億の基金を崩したと思います。残りの10億は、生きていたときでしたので、10年間で返してやると、そういう約束もしたんですけれども、やっぱり30億以上ないとなかなか厳しい。

それと、岩崎議員が聞いたように、基金利用するのはいいんですけれども、今うちは大体3億ぐらいしか借り入れていません、財政運用するのにね。ほかの島は6億とか7億以上借りています、うちより財政規模が少なくてもです。そういう意味で、今ある基金を運用しているわけです。借りるよりそれを運用したほうが、利子払わなくて済みますので、相当の部分、それでうちはプラスになっていると思います。やっぱり今のところ余裕がない。

庁舎のときは確かにありました。それだけやってみたんですけれども、500万ぐらいは収入がありましたので、なるべく今の基金を地道にためてやっていきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。そういう意味で、今のところは厳しい財政事情になっていますので、よろしく願いいたします。

○議長（土屋 博君） よろしいですね。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第7、認定第9号 平成25年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計決算認定については、原案どおり認定いたしました。

---

◎報告第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第8、報告第5号 平成25年度八丈町一般会計継続費精算報告について、財政課長補佐より説明願います。

企画財政課長補佐、お願いします。

○企画財政課課長補佐（菊池正勝君） 書類番号11をお願いいたします。

報告第5号 平成25年度八丈町一般会計継続費精算報告について。

平成26年12月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方自治法施行令第145条第2項の規定により、別紙のとおり報告いたします。

裏面と2枚目をごらんください。

平成25年度八丈町一般会計継続費精算報告書。

報告については、八丈町新庁舎及び集会施設植栽事業、原山団地建設事業の2事業でございます。どちらも24年、25年度の2カ年事業でございます。

説明につきましては、真ん中の列、ページをまたいでしまいますけれども、実績の合計でいたします。

まず、八丈町新庁舎及び集会施設植栽事業ですが、支出額7,770万に対し、財源の内訳は、特定財源といたしまして24年度の繰越金1,975万円、残り5,795万円が一般財源となっております。

次の原山団地建設事業ですが、支出済額2億8,770万円、財源内訳につきましては、国と都の支出金で1億9,071万9,000円、地方債といたしまして東京都よりの借入金8,192万6,000円、24年度の繰越額80万円、一般財源が1,425万5,000円となりました。

以上で報告を終わります。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案報告にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第8、報告第5号 平成25年度八丈町一般会計継続費精算報告についてを終わります。

---

◎承認第18号の上程、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第9、承認第18号 フリージアまつり表敬訪問に係る議員の派遣について議題といたします。

お手元に配付しております議員派遣承認要求書は、会議規則第126条の規定により、議決を求めるものであります。

これより休憩いたします。

（午前10時58分）

---

○議長（土屋 博君） 休憩を解いて再開いたします。

（午前10時58分）

---

○議長（土屋 博君） 日程第9、承認第18号 フリージアまつり表敬訪問に係る議員の派遣については、6番、山下 崇君、11番、山口英治君と私と3名を派遣することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり承認いたしました。

---

◎議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第10、議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動についてを上程いたします。

本件は、お手元に配付のとおり、議会運営委員会の特定事件の調査活動は、閉会中も活動できるものとしたしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第10、議会運営委員会の特定事件の調査活動は、閉会中も活動できるものと決定いたします。

---

◎閉議及び閉会の宣言

○議長（土屋 博君） 以上をもちまして、本定例会に付議された議案は全て終了いたしました。



会議規則第6条の規定により、本日で閉会したと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、平成26年第四回八丈町議会定例会を閉会いたします。

(午前11時00分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年12月9日

議 長 土 屋 博

署 名 議 員 菊 池 睦 男

署 名 議 員 岩 崎 由 美